

平成28年6月15日（水曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成 課 長	宮川徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	辻洋一	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光 課 長	阿部藤彦	健康福祉課長
安達徹	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局 局長	山田良一	局長 補佐
渡邊拓也	総務係 長	兼子拓也	総務係 主事

議事日程第5号

第2回定例会

平成28年6月15日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

日程第1 諸般の報告

(1) 第92回全国市議会議長会定期総会の報告について

// 2 全国市議会議長会表彰状伝達

(予算特別委員会付託関係)

日程第3 議第43号 平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)

// 4 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

// 5 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)

// 7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)

// 8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

// 9 議第45号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

// 10 議第46号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

// 11 議第47号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について

// 12 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願

// 13 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

// 14 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

日程第15 議第44号 平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

// 16 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

// 17 質疑・討論・採決

日程第18 議第48号 平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)

// 19 議案説明

// 20 委員会付託

// 21 質疑・討論・採決

// 22 議員派遣の件

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

議事日程第5号(その2)

日程第2 2 議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

〃 2 3 議案説明

〃 2 4 質疑・討論・採決

〃 2 5 議員派遣の件

閉 会

再 開 午前9時55分

○**國井輝明議長** おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長報告を求めます。工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

○**工藤吉雄議会運営委員長** おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る6月13日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、諸般の報告及び表彰状の伝達、一般会計補正予算(第2号)、議員派遣の件の3案件であります。

追加案件の取り扱いについては、初めに日程第1で第92回全国市議会議長会定期総会の報告

について及び日程第2で全国市議会議長会表彰状の伝達を行うこととしました。さらに、日程第18で議第48号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)を上程し、日程第19で議案説明を行い、日程第20で委員会付託、日程第21で質疑・討論・採決を行います。次に、日程第22で議員派遣の件をお諮りすることとしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告いたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

○**國井輝明議長** 日程第1、諸般の報告であります。

(1) 第92回全国市議会議長会定期総会の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

全国市議会議長会表彰状伝達

○**國井輝明議長** 日程第2、全国市議会議長会表彰状伝達であります。

伝達について、事務局長から申しあげます。

○**月光龍弘事務局長** それでは、私から申しあげます。

去る5月31日、第92回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から内藤 明議員が議員在職20年以上の特別表彰を、さらに柏倉信一議員が議員在職10年以上の表彰を受けられましたので、議長より表彰状の伝達を行います。

初めに、内藤 明議員、御登壇お願いいたします。

〔内藤 明議員 登壇〕

○**國井輝明議長** 表彰状。寒河江市、内藤 明殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成28年5月31日。全国市議会議長会会長岡下勝彦。

おめでとうございます。(拍手)

〔表彰状伝達〕

○**月光龍弘事務局長** 次に、柏倉信一議員、御登壇お願いいたします。

〔柏倉信一議員 登壇〕

○**國井輝明議長** 表彰状。寒河江市、柏倉信一殿。

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規程に

より表彰いたします。

平成28年5月31日。全国市議会議長会会長岡下勝彦。

おめでとうございます。(拍手)

〔表彰状伝達〕

○**月光龍弘事務局長** 以上で、表彰状の伝達を終わります。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第3、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第4、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。石山予算特別委員長。

〔石山 忠予算特別委員長 登壇〕

○**石山 忠予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)であります。

6月9日、委員15名全員出席のもと委員会を開会し、議第43号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

た。

採決の結果、議第43号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第5、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第43号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第6、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)から日程第12、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願までの7案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第13、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

委員長の報告を求めます。太田総務産業常任委員長。

[太田芳彦総務産業常任委員長 登壇]

○**太田芳彦総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第1号から承認第3号まで及び議第45号から議第47号まで並びに請願第2号の7案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第45号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「障害支援区分判定審査会委員と介護認定審査会委員の医師の日額報酬について、

4月に遡及して差額の400円部分を支給することだが、審査会員等のトータルの額はどの程度か」との問いがあり、当局より「さかのぼりの額は4月から6月までで、医師の委員が50人、延べ137人分で5万4,800円の見込みとなります。その4倍の約22万円がふえると見込まれます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「事業の決定の認可申請の変更届をしたとのことであったが、この変更の根拠をもう少し具体的に教えてほしい」との問いがあり、当局より「給水人口については、本市の人口ビジョンの人口推計値をもとに算出しています。計画1日最大給水量と計画1人1日最大給水量については、これまでの実績をもとに算出されたものです」との答弁がありました。

委員より「村山広域水道からの受水量あるいは受水単価の変更についてどのように押さえているのか」との問いがあり、当局より「平成30年4月から新しい契約になりますので、新しい料金については値下げのお願いも含め県と協議中です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑・意見等

もなく、討論に入りました。

主な討論の内容を申し上げます。

委員より「地方交付税というこれまで地方の財源を支えてきた財源のあり方を変えていこうということについては、いろんな疑問を感じている。地方創生という言葉を先行させて同一規格のものにしないでいいのか、トップランナー方式の中にあるように言うことを聞けば褒美をあげるというような形の地方財政の視点というのはどうなのか。地方自治体の首長はもとより、議会議員も含めて国民、市民のために国があるんだという基本的な立場に立てば、願意が妥当であると考え」という旨の賛成討論がありました。

委員より「トップランナー方式を理解してほしい。財政効率化を図りながら配分を計算する仕組みは当然だと考える。そのあたりを鑑みれば、この請願趣旨には反対である」という旨の反対討論がありました。

委員より「地方6団体で要望している中身であるということ、本市の県への重要事業の要望に含まれるものであることから、総合的には反対することには矛盾を感じる。トップランナー方式については、中央集権的な発想であり、官僚が考えたことだと思う。国民生活、地域経済を考えた市民の立場からすれば、この請願は当然と考える」という旨の賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

内藤議員に確認いたします。第何号に対しての賛成ですか、反対ですか。(「請願第2号について、原案について賛成の討論です」の声あり)

ほかに。木村議員に確認いたします。何号に対して賛成ですか、反対ですか。(「反対です」の声あり) 何号に対して。(「失礼しました。請願第2号に対してです」の声あり)

そのほか討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

初めに、反対討論について木村議員の発言を許します。木村議員。

[木村寿太郎議員 登壇]

○木村寿太郎議員 おはようございます。新政クラブの木村寿太郎でございます。

地方財政の充実・強化を求める請願に対する反対の立場で討論をいたします。

地方交付税の不交付団体がバブルピークの平成元年には193団体でありましたが、平成27年度には約3分の1に当たる60団体に減少し、政府は長引くデフレから早期脱却と経済再生を強力に推進し、財政健全化を目指しております。

現在、地方交付税は国の一般歳出の16%を占め、政策経費としては社会保障に次いで2番目に大きく、その比率も大きくなっていくのは当然想定できます。

そのような観点から、総務省は今年度から地方交付税算定方式を見直すこととし、自治体における財政効率化の取り組みを率先し、業務を加味している地方団体に配分額を計算する仕組みと方法をとっております。自治体の努力を促し、地方全体の歳出効果につなぐ狙いで、いわゆるトップランナー方式でございます。

請願趣旨には、このトップランナー方式の導入は地域住民のニーズや特色を発揮して運営す

ることを否定して、地方交付税の算定することを容認するものであり云々と言っておりますが、本市でも民間の知恵や企画力をかり、業績を上げている指定管理者や業務委託制度も否定する請願趣旨であると思っております。

インセンティブ改革も歳出効率化を目指すものであり、例えば現行ポイント制度の拡充により個人の健康努力を支援し、医療・介護の必要を抑制し、保険者機能を強化し、受診・投薬などを適正化するとか、ジェネリック医薬品の利用目標達成などを早期化し、健保や国保だけでなく後期高齢者の保険者である広域連合にも重症化予防に取り組む努力を促進するなどのインセンティブ改革の必要性は数え切れないほどあります。

請願趣旨にあるような地方交付税制度を利用した地方の画一化の政策誘導という言葉とは裏腹でございます。

昨年12月に行われた地方財政審議会の地方財政の健全化に資する取り組みの一部を参考にしてみると、これまでの地方自治体は行政サービスの多くを担い、地域や住民の期待に応えてきました。厳しい財政状況に直面する一方で、人口減少や超高齢化、公共施設や設備の老朽化など新たな課題が山積している中、地域や住民が必要とする行政サービスを的確に提示する体制の確保が不可欠であります。行政としては、対応しなければならない政策課題に重点的に対応するため、住民組織など地域を支えるさまざまな団体との連携や行政の簡素化、効率化を目的とした民間委託などの推進も求められております。

地方行政サービス改革の推進であります。質の高い行政サービスを引き続き効率的、効果的に提供するため、地方自治体においては定期的業務を中心とした事務事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、給料・旅費などに関する庶務業務の集約化、PPPあるいはPFI

の推進など積極的な業務改革の推進に努めることが必要であります。

こうした観点から、より積極的な業務改革の推進に努めるよう地方自治法に基づく技術的助言がなされたところであり、今後はその取り組み状況について毎年度フォローアップを行うことが大変大切でございます。

国は各地方自治体のこれらの取り組み状況について比較可能な形で公表し、見える化を実施すべきなのは当然だと思います。

公営企業の経営改革についてでございますが、公営企業は人口減少などによる料金収入の減少、保有資産の大量更新期の到来などにより、その経営環境は大変厳しさを増しております。不断の経営健全化の取り組みももちろん求められているわけでございます。

このため、事業の意義や採算性、地域の実情などを踏まえ、事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用の抜本的な改革の検討が重要であります。

国はこれらの取り組みに係る優良事例の横展開や取り組み状況の調査、公表などを通じ、各公営企業の取り組みを後押ししていくことが大変重要でございます。

また、各公営企業が将来にわたって安定的に事業継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略について、早期の策定が望まれているわけでございます。国はこれを集中的に推進すべく、財政面、人材面、情報面などで積極的な支援に取り組むべきであると思っております。

地方財政審議会のこの意見こそが、トップランナー方式やインセンティブ改革の要点を捉えているものであります。

本市においても、このトップランナー方式で何点かは取り組みに着手済みでございます。また、実績も上げているわけでございます。

今述べましたような観点から、私の反対討論

といたします。

○**国井輝明議長** 次に、賛成討論について、内藤議員の発言を許します。

〔内藤 明議員 登壇〕

○**内藤 明議員** おはようございます。

私は、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願は願意妥当であると思ひますし、採択されることを心から願って、原案について賛成の討論を行いたいと思ひます。

この請願の審査結果についての総務産業常任委員長の報告は、賛成少数により不採択とすべきものというものでありましたが、委員会における見解が大きく分かれたのは、請願事項の3、地方交付税における地方の特色を奪うトップランナー方式導入ではなく、人口・事業規模を考慮したきめ細かな算定方式を導入することという項目にあったようでありまして、御理解いただけなかったことは大変残念なことだと思っております。

そこで私は、地方交付税の算定に当たってはなぜトップランナー方式ではなく人口・事業規模を考慮したきめ細かな算定方式が必要かについて、絞って考え方を述べたいと思ひます。

御承知のように、トップランナー方式は経済財政諮問会議において歳出削減を進めた地方自治体の経費水準を地方交付税算定に反映させるもので、ことしから導入することになりました。対象とされたのは、総務省が地方行政サービス改革調査で民間委託状況などを把握している自治体業務のうち交付税算定の単位費用に計上している業務で、今年度はそのうち16業務について交付税の基準財政需要額の算定に反映させ、複数年かけて段階的に経費水準を見直すこととしております。

本来、基準財政需要額とは地方自治体が標準的な行政水準を保つための額を示すものであり、個別具体的な実態をもとに削減されるべきものではありません。

また、地方交付税は地方交付税法に基づいて特定国税収入の一定割合を地方公共団体の財源不足額に応じて配分されるものであり、国庫支出金と違い用途を特定されない一般財源であります。そして、普通交付税は自治体が合理的かつ妥当な行政を行うために必要な経費の基準財政需要額と税収見込み額から自治体独自の施策のための保留分を除く一定額である基準財政収入額を算定し、需要額が収入額を超過した場合、その差額に応じて交付されるものとされております。

そもそも地方交付税法第3条2項では、国は交付税の交付に当たっては、地方自治体の本旨を尊重し、条件をつけ、またはその用途を制限してはならないと規定をしております。ところが、このトップランナー方式の導入は客観中立であるべき交付税算定の基本原則にもとります。これは地方交付税制度を利用した国の地方自治体の政策誘導であり、地方交付税制度の根幹を揺るがしかねません。これを国の懐柔と言わずして何と言うのでありましようか。

こうしたことから、トップランナー方式導入については、地方6団体等からも異論が出されておりますが、私は当然のことであるというふうに思います。地域に必要とされる公共サービスを提供するための財政本来の役割を失わせてしまうからにはほかなりません。法の規制からすれば、いかなる政党が政権を担っても、こんな理不尽なやり方が許されてよいはずがありません。地方の特色を生かしてこそ地方創生であり、地方分権であると考えます。

以上が地方交付税算定におけるトップランナー方式導入について私の考え方ではありますが、同僚議員の皆さんの御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願い申し上げます。私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○国井輝明議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、承認第3号、請願第2号を除く5案件を一括して採決いたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例等の一部を改正する条例)、承認第2号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)、議第45号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第46号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についての5案件に対する委員長報告はいずれも承認及び可決であります。

ただいまの5案件については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号、承認第2号、議第45号、議第46号、議第47号の5案件は原案のとおり承認及び可決されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択とすることに賛成の議員の

起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、請願第2号は採択とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時50分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

○**工藤吉雄議会運営委員長** 追加議案について御報告申し上げます。

ただいま議会案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてが提出されました。このことにより、議事日程が一部変更になります。

日程第21の次に日程第22から日程第23までを追加するものであります。

追加議案の取り扱いについては、日程第22で議会案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを上程した後、日程第23で議案説明、日程第24で質疑・討論・採決と進めることとし、日程第25で議員派遣の件をお諮りすることとしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

議 案 上 程

○**國井輝明議長** 次に、日程第15、議第44号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第16、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

委員長の報告を求めます。遠藤厚生文教常任委員長。

〔遠藤智与子厚生文教常任委員長 登壇〕

○**遠藤智与子厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第44号の1案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

議第44号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国民健康保険運営の県単位化となれば、保険料率は県で一律で決めることになるのか」との問いがあり、当局より「県一本化した場合、県ではどれくらい国保事業の運営費として必要なのか算定し、それに必要な額について各市町村に国保事業費納付金として割り振る形になります。これを受けて、市では県から示された標準保険料率を参考に国保税の算定方式や保険料率を設定していきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第17、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第44号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第18、議第48号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第19、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

それでは、議第48号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

本日追加提案いたしました補正予算は、子育て定住住宅建築に対する補助金に係る住宅建築推進事業費など1,920万円を追加し、歳入については繰越金を同額追加し対応するものでございます。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ174億1,750万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、関係課長から説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。以上であります。

○**國井輝明議長** 宮川財政課長。

○**宮川 徹財政課長** 議第48号平成28年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)の歳入につきまして、予算書により御説明申し上げます。

一般会計補正予算書5ページ、6ページの事項別明細書をごらん願いたいと思います。

このたびの追加補正でございますが、子育て定住住宅建築事業及びこの事業を効果的に推進するためのPR経費に充当するため、平成27年度から28年度に持ち越す剰余金を使うものでございます。1,920万円を追加補正し、繰越金総額で1億2,387万円とするものでございます。

よろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** 森谷建設管理課長。

○**森谷孝義建設管理課長** 歳出予算につきまして御説明申し上げます。

7ページ、8ページをごらん願います。

最初に8款土木費5項住宅費の2目住環境整備費19節の住宅建築推進事業負担金補助及び交付金についてであります。子育て定住住宅建築事業補助金として1,800万円を追加しようとするものであります。

追加の理由であります。昨年10月に策定いたしましたさがえ未来創成戦略に基づき、本年

度は当初予算において子育て世代の経済的負担の軽減や定住人口の増加のさらなる促進を図るため、昨年度当初予算より1,000万円増の4,000万円としたところであります。

ことしは補助制度への需要動向を確認するため、4月から補助金利用の事前相談を行い、ニーズを把握しながら事業に着手してまいりましたが、国の社会資本整備総合交付金が財源に含まれることから国の交付決定を待つ必要がありました。

5月20日より本申請受け付けを行ったところ、初日に17件、2日目に14件と例年の2倍を越す申し込みがあり、さらに5月末時点で47件の申し込みを受け、申請補助額も2,950万円となったところです。

6月に入りましても、引き続き事前に把握していた件数を上回る県外からの定住世帯を含む申請があり、6月9日現在、申請総件数が55件、補助金総額が3,500万円となる見込みであり、当初予算4,000万円に対しまして残額が500万円となっている状況であります。

引き続き同補助金への問い合わせもあることなどから、今後も利用される方々への支援を切れ間なく実施していくため1,800万円を追加しようとするものであります。

また、2款総務費1項総務管理費の6目企画費については、まち・ひと・しごとの創生事業において子育て定住住宅建築事業を効果的に推進するため県内外のフリーペーパー等を活用し、事業のPRを実施するための経費であり、12節の役務費に120万円を追加補正するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第20、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第48号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第21、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第48号について質疑はありますか。太田議員。

○**太田芳彦議員** 何点かについてお尋ねしたいと思っております。

5月20日からの募集開始であったと聞いておりますが、あつという間に予算が底をつきそうだというこの説明がこの前ありましたけれども、当初から駆け込み需要なども考えて積算されたと思うのでありますけれども、これを上回る申し込みがあったということについてはどういふふうに捉えているのかお尋ねしたいと思います。

そして、2点目は、第6次寒河江市振興計画では人口減少に対して力を入れております。そうした意味におきましても、市外からの転入者をふやすことも重要と考えますが、市外の方向けのPRはどのようになされたのかお尋ねしておきます。

そして、3つ目ですけれども、申し込み件数が55件というような今の話でしたけれども、市内・市外の割合がどうなっているのかお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** 森谷課長。

○**森谷孝義建設管理課長** 最初に、どういう理由

で増加したかという御質問ですが、昨年から、先ほども説明させていただきましたけれども、さがえ未来創成戦略に基づきましてPRを県内はもとより県外について効果的に行ったことによる目標を上回る増加になっているものというふうに感じております。

市外へのPRは……。ちょっと済みません。2問目はあちらでお願いします。

- 國井輝明議長** 伊藤さがえ未来創成課長。
- 伊藤耕平さがえ未来創成課長** お答えさせていただきます。

市外のPRにつきましても、まず県内外のフリーペーパーを使いましてPRを行ったところでございます。特に制度のPRだけでなく、寒河江市の子育て環境などについてもPRするような形でPRをさせていただいたところがございます。以上でございます。

- 國井輝明議長** 森谷課長。
- 森谷孝義建設管理課長** これまでの申し込みの市内・市外の割合でございますけれども、市内が38件、市外が17件というような割合でございます。
- 國井輝明議長** 太田議員。
- 太田芳彦議員** ありがとうございます。

この補助金は、子育て支援や経済効果をもたらすということにとどまらず、やはり先ほどから申しあげているとおり人口減少に歯どめをかけるという意味では非常にいい行事であろうと思っております。

そんなわけでありますので、今後とも対応のほどよろしくお願い申しあげまして、質問を終わります。

- 國井輝明議長** ほかにございませんでしょうか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論を終結いたします。

これより議第48号平成28年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

議案上程

- 國井輝明議長** 次に、日程第22、議会案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明

- 國井輝明議長** 日程第23、議案説明であります。お諮りいたします。
ただいま議題となっております議会案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第24、これより質疑・討論・採決に入ります。
議会案第2号について質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論を終結いたします。

これより議会案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

議員派遣の件

○**國井輝明議長** 次に、日程第25、議員派遣の件を議題といたします。

このことにつきましてはお手元に配付しております文書のとおり派遣したいと思います。

お諮りいたします。

議員派遣の件について、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては原案のとおり派遣することに決しました。

閉 会 午前11時09分

○**國井輝明議長** これにて平成28年第2回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。